

29 薬液注入工法の管理について

薬液注入工法の管理について

建設省官技発第 157 号

昭和 52 年 4 月 21 日

各都道府県知事・各指定都市市長あて

建設事務次官通達

薬液注入工法は、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」(昭和 49 年 7 月 10 日付け、建設省官技発第 160 号)に基づき使用されているところであるが、その趣旨の一層の徹底を図るため、下記事項に留意し、所管の発注工事の管理につき適切な措置を講じられたい。

記

1. 薬液注入工法を使用する場合には、事前に施工者側の現場責任者の経歴書を提出させて、当該工法の安全な使用に関し十分な技術的知識と経験を有する技術者であることの確認を行うこと。
2. 薬液注入工事の着手前に施工者に当該工事の詳細な施工計画書を提出させること。
3. 薬液注入工事が安全に施工されていることを確認するため発注者、請負者及び薬液注入工事の施工者で構成される薬液注入工事管理連絡会を設けること。